○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会決	参議院 本会議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会決	衆議院 本会議決	備考
13	国会議員互助年金法の一部を改正する法律案	議院運営委員長（六〇、三、二八）	六〇、三、二八	六〇、三、二八	六〇、三、二八（予）	六〇、三、二九 可決	六〇、三、二九 可決			六〇、三、二八 可決	
14	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長（三、二八）	三、二八	三、二八	三、二八（予）	可 三、二九 決	可 三、二九 決			可 三、二八 決	
35	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長（六、二四）	六、二四	六、二四	六、二九	可 六、二四 決	可 六、二四 決			可 六、二四 決	

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（衆第一三号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、昭和六十年四月から基礎歳費月額を六十四万円（現行六十二万円）に引き上げた額に改定する。

二、国庫納付金を、昭和六十年四月から歳費月額の百分の九・七（現行百分の九・五）相当額に引き上げる。

三、年金額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について最高限度額を設けることとし、当分の間、現行の歳費月額をもつて最高限度額とする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定し、国庫納付金を歳費月額の百分の九・七相当額に改定するとともに、互助年金額及び納付金の計算の基礎となる歳費月額について限度額を設けることとし、当分の間、現行の歳費月額をもって限度額とするものであります。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、北海道開発庁に国立国会図書館の支部図書館を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、いずれも可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一四号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、北海道開発庁に国立国会図書館支部図書館を設ける。

二、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

前掲委員長報告参照

国会法の一部を改正する法律案（衆第三五号）

要旨

本法律案は、政治倫理の確立のため所要の事項を定めようとするものであつて、その内容は、次のとおりである。

一、議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのつとり各議院の議決により定める行為規範を遵守しなければならないものとする。

二、各議院に政治倫理審査会を設けることとし、当該審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めるものとする。

三、本法律は、次の常会の召集の日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、議員の政治倫理確立のための措置について定めようとするものでありまして、衆参両議院の政治倫理協議会の答申に基づくものであります。

その内容は、国会法に新たに政治倫理の章を設け、議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及び行為規範を遵守しなければならないこと、各議院に政治倫理審査会を設けること、並びに審査会に関する事項は各議院の議決により定めることとしようとするものであります。

なお、本法律案は、次の常会の召集日から施行することとしております。

委員会におきましては、提出者の小沢衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、原案のとおり可決すべきものと多数をもって決定した次第でございます。

なお、本法律案に関連する政治倫理綱領、行為規範及び参議院政治倫理審査会規程につきましては、議院運営委員会において、今国会閉会中にその案を取りまとめ、次の国会の冒頭に提出することといたしております。

以上、御報告いたします。